

Service social des Caisses d'Assurance maladie, No.1,  
1974, pp. 17-35; No. 68, '74/75.

(以上6編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee-1967年10月-による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)

(平石長久 社会保障研究所)



## 社会保障こぼれ話

### 社会保障の改正 (アメリカ)

1976年中頃、大統領は社会保障関係の幾つかの法律に署名した。

6月30日に制定された公法第94-331号では、大統領により大きな災害であると宣言された大災害で、余儀なく家を離れた補足的保証所得制度(SSI)による給付の受給者は、かれらが災害後30日以内に、他人の世帯を含めて、本人達の新しい住いで生活を開始した場合に、なんらかの援助や生計維持を提供されても、給付を減額されないことになった。この例外的な措置は、被害者がそのような援助をうけるようになってから6カ月まで続けられ、その間には、3分の1を減額するという規定は適用されない。大統領の災害宣言により、1974年の災害救助法やその他の連邦政府の対策で提供される援助も、上記したと同様に、SSIの給付を減額されない。もっとも、この減額を免除する規定は、1976年6月1日以降の1年間に適用されることになっている。

7月14日に制定された公法第94-365号は、SSIの受給者に、受給資格が決定されるまで前払いで暫定的に給付を支払う州政府に対して、資金を払い戻す保健・教育・福祉省長官の権限を恒久的なものとしている。また、この法律はすべてのSSI受給者に、食料スタンプを提供させることを規定している。

さらに、7月16日に制定された公法第94-368号は、メディケア制度で診療に従事する医師の報酬について規定している。

U.S. Dept. of H. E. & W, Social Security Administration,  
Social Security Bulletin. Vol. 39 No. 10, 1976.